

改正

平成18年6月28日条例第307号

平成18年9月29日条例第313号

平成18年9月29日条例第314号

平成21年12月22日条例第55号

平成24年12月21日条例第42号

平成30年3月30日条例第26号

令和元年9月27日条例第13号

令和3年12月22日条例第41号

津市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本市に消防団を置く。

2 消防団の名称は、津市消防団とし、その所管区域は、本市の区域全域とする。

(定員)

第3条 団員の定員は、2,287人とする。

(団員の種類)

第4条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外のすべての団員とする。

3 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務を処理する団員とする。

(任命)

第5条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は団長が次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。

(1) 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に存する事務所等に勤務する18歳以上65歳以下の者

(2) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 前項の規定にかかわらず、団長は、特に必要があると認めるときは、同項第1号に該当する者以外の者であっても、市長の承認を得てその他の団員として任命することができる。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第8条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、本市の区域内に居住しなくなったとき、又は本市の区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その身分を失う。ただし、団長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告し、停職し、又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

(分限及び懲戒の手続)

第9条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けな

い場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第11条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第14条 団員には、別表第1に定める年額報酬及び別表第2に定める出勤報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割により計算した額の年額報酬を支給する。

(1) 年の中途において、新たに団員となり、若しくはその職を退いた場合又は勤務しない期間がある場合

(2) 年の中途において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

(費用弁償)

第15条 団員が別表第2の区分の欄に定める出勤等をしたときは、本市の区域内への出勤等にあつては1回につき300円の費用弁償を、本市の区域外への出勤等にあつては一般職に属する本市の職員に支給される旅費の例による費用弁償を支給する。

(被服等の貸与)

第16条 市長は、団員に対し、被服等を貸与しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に合併前の津市消防団条例（昭和55年津市条例第15号）、久居市消防団の設置等に関する条例（昭和40年久居市条例第21号）、久居市消防団員の定員、任免、給与、服務等

に関する条例（昭和40年久居市条例第22号）、河芸町消防団条例（昭和29年河芸町条例第27号）、芸濃町消防団に関する条例（昭和31年芸濃町条例第41号）、美里村消防団条例（昭和37年美里村条例第14号）、安濃町消防団条例（昭和30年安濃町条例第17号）、香良洲町消防団条例（昭和37年香良洲町条例第2号）、一志町消防団の設置に関する条例（昭和40年一志町条例第20号）、一志町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年一志町条例第21号）、白山町消防団の設置等に関する条例（昭和41年白山町条例第11号）、白山町消防団条例（昭和41年白山町条例第12号）又は美杉村消防団条例（昭和34年美杉村条例第77号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。
- 4 別表第1の規定にかかわらず、平成18年1月1日から同年3月31日までの間の団員に係る報酬については合併前の条例の例のとおりとし、同年4月1日から平成19年3月31日までの間の団員に係る報酬については附則別表第1のとおりとし、同年4月1日から平成20年3月31日までの間の団員に係る報酬については附則別表第2のとおりとし、同年4月1日から平成21年3月31日までの間の団員に係る報酬については附則別表第3のとおりとし、同年4月1日から平成22年3月31日までの間の団員に係る報酬については、附則別表第4のとおりとする。
- 5 別表第3の規定にかかわらず、平成18年1月1日から同年3月31日までの間の団員に係る費用弁償については、合併前の条例の例による。

附則別表第1（附則第4項関係）

津市津消防団

階級	報酬年額
団長	88,300円
副団長	64,600円
分団長	45,100円
副分団長	37,600円
部長	29,400円
班長	29,000円
団員	28,400円

津市久居消防団

階級	報酬年額
団長	102,300円
副団長	60,200円
分団長	45,600円
副分団長	29,600円
部長	25,500円
班長	22,400円
団員	21,300円

津市河芸消防団

階級	報酬年額
団長	152,700円
副団長	88,600円
分団長	63,500円
副分団長	50,400円
部長	31,000円
班長	30,600円
団員	23,200円

津市芸濃消防団

階級	報酬年額
団長	152,700円
副団長	88,600円
分団長	61,100円
副分団長	42,000円
部長	29,000円
班長	28,600円
団員	23,200円

津市美里消防団

階級	報酬年額
団長	152,700円

副団長	88,600円
分団長	54,700円
副分団長	42,000円
部長	31,000円
班長	29,000円
団員	23,200円

津市安濃消防団

階級	報酬年額
団長	152,700円
副団長	88,600円
分団長	61,100円
副分団長	42,000円
部長	31,800円
班長	27,400円
団員	23,200円

津市香良洲消防団

階級	報酬年額
団長	90,300円
副団長	59,800円
分団長	46,700円
副分団長	32,000円
部長	23,800円
班長	21,800円
団員	20,800円

津市一志消防団

階級	報酬年額
団長	90,300円
副団長	59,800円
分団長	46,700円

副分団長	32,000円
部長	23,800円
班長	21,800円
団員	20,800円

津市白山消防団

階級	報酬年額
団長	90,300円
副団長	59,800円
分団長	46,700円
副分団長	32,000円
部長	23,800円
班長	21,800円
団員	20,800円

津市美杉消防団

階級	報酬年額
団長	132,700円
副団長	94,200円
分団長	77,900円
副分団長	55,200円
部長	49,400円
班長	45,000円
団員	40,800円

附則別表第2（附則第4項関係）

津市津消防団

階級	報酬年額
団長	102,100円
副団長	68,200円
分団長	48,200円
副分団長	38,200円

部長	29,800円
班長	29,000円
団員	28,300円

津市久居消防団

階級	報酬年額
団長	112,600円
副団長	64,900円
分団長	48,600円
副分団長	32,200円
部長	26,900円
班長	24,100円
団員	23,000円

津市河芸消防団

階級	報酬年額
団長	150,400円
副団長	86,200円
分団長	62,000円
副分団長	47,800円
部長	31,000円
班長	30,200円
団員	24,400円

津市芸濃消防団

階級	報酬年額
団長	150,400円
副団長	86,200円
分団長	60,200円
副分団長	41,500円
部長	29,500円
班長	28,700円

団員	24,400円
----	---------

津市美里消防団

階級	報酬年額
団長	150,400円
副団長	86,200円
分団長	55,400円
副分団長	41,500円
部長	31,000円
班長	29,000円
団員	24,400円

津市安濃消防団

階級	報酬年額
団長	150,400円
副団長	86,200円
分団長	60,200円
副分団長	41,500円
部長	31,600円
班長	27,800円
団員	24,400円

津市香良洲消防団

階級	報酬年額
団長	103,600円
副団長	64,600円
分団長	49,400円
副分団長	34,000円
部長	25,600円
班長	23,600円
団員	22,600円

津市一志消防団

階級	報酬年額
団長	103,600円
副団長	64,600円
分団長	49,400円
副分団長	34,000円
部長	25,600円
班長	23,600円
団員	22,600円

津市白山消防団

階級	報酬年額
団長	103,600円
副団長	64,600円
分団長	49,400円
副分団長	34,000円
部長	25,600円
班長	23,600円
団員	22,600円

津市美杉消防団

階級	報酬年額
団長	135,400円
副団長	90,400円
分団長	72,800円
副分団長	51,400円
部長	44,800円
班長	41,000円
団員	37,600円

附則別表第3（附則第4項関係）

津市津消防団

階級	報酬年額
----	------

団長	115,900円
副団長	71,800円
分団長	51,300円
副分団長	38,800円
部長	30,200円
班長	29,000円
団員	28,200円

津市久居消防団

階級	報酬年額
団長	122,900円
副団長	69,600円
分団長	51,600円
副分団長	34,800円
部長	28,300円
班長	25,800円
団員	24,700円

津市河芸消防団

階級	報酬年額
団長	148,100円
副団長	83,800円
分団長	60,500円
副分団長	45,200円
部長	31,000円
班長	29,800円
団員	25,600円

津市芸濃消防団

階級	報酬年額
団長	148,100円
副団長	83,800円

分団長	59,300円
副分団長	41,000円
部長	30,000円
班長	28,800円
団員	25,600円

津市美里消防団

階級	報酬年額
団長	148,100円
副団長	83,800円
分団長	56,100円
副分団長	41,000円
部長	31,000円
班長	29,000円
団員	25,600円

津市安濃消防団

階級	報酬年額
団長	148,100円
副団長	83,800円
分団長	59,300円
副分団長	41,000円
部長	31,400円
班長	28,200円
団員	25,600円

津市香良洲消防団

階級	報酬年額
団長	116,900円
副団長	69,400円
分団長	52,100円
副分団長	36,000円

部長	27,400円
班長	25,400円
団員	24,400円

津市一志消防団

階級	報酬年額
団長	116,900円
副団長	69,400円
分団長	52,100円
副分団長	36,000円
部長	27,400円
班長	25,400円
団員	24,400円

津市白山消防団

階級	報酬年額
団長	116,900円
副団長	69,400円
分団長	52,100円
副分団長	36,000円
部長	27,400円
班長	25,400円
団員	24,400円

津市美杉消防団

階級	報酬年額
団長	138,100円
副団長	86,600円
分団長	67,700円
副分団長	47,600円
部長	40,200円
班長	37,000円

団員	34,400円
----	---------

附則別表第4（附則第4項関係）

津市津消防団

階級	報酬年額
団長	129,700円
副団長	75,400円
分団長	54,400円
副分団長	39,400円
部長	30,600円
班長	29,000円
団員	28,100円

津市久居消防団

階級	報酬年額
団長	133,200円
副団長	74,300円
分団長	54,600円
副分団長	37,400円
部長	29,700円
班長	27,400円
団員	26,400円

津市河芸消防団

階級	報酬年額
団長	145,800円
副団長	81,400円
分団長	59,000円
副分団長	42,600円
部長	31,000円
班長	29,400円
団員	26,800円

津市芸濃消防団

階級	報酬年額
団長	145,800円
副団長	81,400円
分団長	58,400円
副分団長	40,500円
部長	30,500円
班長	28,900円
団員	26,800円

津市美里消防団

階級	報酬年額
団長	145,800円
副団長	81,400円
分団長	56,800円
副分団長	40,500円
部長	31,000円
班長	29,000円
団員	26,800円

津市安濃消防団

階級	報酬年額
団長	145,800円
副団長	81,400円
分団長	58,400円
副分団長	40,500円
部長	31,200円
班長	28,600円
団員	26,800円

津市香良洲消防団

階級	報酬年額
----	------

団長	130,200円
副団長	74,200円
分団長	54,800円
副分団長	38,000円
部長	29,200円
班長	27,200円
団員	26,200円

津市一志消防団

階級	報酬年額
団長	130,200円
副団長	74,200円
分団長	54,800円
副分団長	38,000円
部長	29,200円
班長	27,200円
団員	26,200円

津市白山消防団

階級	報酬年額
団長	130,200円
副団長	74,200円
分団長	54,800円
副分団長	38,000円
部長	29,200円
班長	27,200円
団員	26,200円

津市美杉消防団

階級	報酬年額
団長	140,800円
副団長	82,800円

分団長	62,600円
副分団長	43,800円
部長	35,600円
班長	33,000円
団員	31,200円

附 則（平成18年 6 月28日 条例第307号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日 条例第313号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日 条例第314号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月22日 条例第55号）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市消防団条例に規定する団員である者は、この条例による改正後の津市消防団条例第 4 条に規定する基本団員とみなす。

附 則（平成24年12月21日 条例第42号）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第14条第 1 項及び第15条第 1 項の改正規定 公布の日
 - （2） 第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の改正規定 平成25年 1 月 1 日
 - （3） 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成25年 4 月 1 日
- 2 第 8 条第 2 項の改正規定の施行前にした行為に対する停職の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日 条例第26号）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の出動等に係る費用弁償について適用し、同日前の出動等に係る費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月27日 条例第13号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 3 年12月22日 条例第41号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条及び第15条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年額報酬及び出勤報酬並びに費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

別表第1（第14条関係）

団員の種別	階級		年額報酬
基本団員	団長		143,500円
	副団長	本部副団長	99,000円
		方面団長	89,000円
		方面副団長	79,000円
	分団長		57,500円
	副分団長		40,000円
	部長		37,500円
	班長		37,000円
	団員		36,500円
機能別団員	団員		9,000円

別表第2（第14条、第15条関係）

区分	支給単位	出勤報酬
水火災その他の災害に出勤した場合	1日	8,000円
教育、訓練、予防活動等に出勤した場合	1日	3,000円
消防団に関する会議に出席した場合	1日	1,000円
その他の場合（消防ポンプ自動車の手入業務に従事した場合等）	1日	1,000円
備考 水火災その他の災害への出勤で、活動時間が4時間を超えない場合における出勤報酬の額は、4,000円とする。		